

情報開示を阻むのは、文化？ 法律の不備？ 弁護士の抵抗？

情報開示が 日本で進まない理由^{わけ}

専門は民事訴訟法や倒産法です。現在最も興味深く、研究に取り組んでいるのが「情報開示」に関することです。行政では情報公開法の整備がされており、それに伴って民事訴訟の分野でも改正が行われてきました。企業対個人の訴訟が典型ですが、相手の手持ちの情報を手に入れる手だてがあまりなかったからです。これが日本の民事訴訟の問題で、アメリカではDiscoveryという開示請求が活発に行われています。日本でも、アメリカに倣って制度改革を行ってきて、それなりの成果を収め

てきたものではありませんが、現実にはうまくいっていないところもあります。

例えば、訴訟の準備のために訴えを提起する前に、開示請求ができるかどうかといった問題があります。訴訟を起こす前には勝つための証拠を集めなければなりません。本来なら、自主的に情報を開示して、真実に沿った判決を下してもらいたいはずですが、そのため、訴えを提起する前にも情報の開示請求ができるように法を改正いたしました。この制度はあまり使われていないようです。文化的背景があるのかもしれませんが、

日本の弁護士は自分の顧客のために大事な情報を隠すという傾向があるとも指摘されています。そこで、法に強制力を持たせようとすると、弁護士サイドなどからの抵抗が強くて作ることができません。「制裁が用意されていなくても、自分たちは積極的に情報開示をします」と弁護士は言いますが、いざとなると自分の顧客を勝たせなければならぬということもあるのか、なかなか開



示してくれないようです。真実に沿った裁判を目指して協力しなければならぬという弁護士としての使命感と、顧客に不利な情報は開示したくないというジレンマに立たされているのです。

トラック数台分もの資料を開示するアメリカ

アメリカの場合は、訴訟を起こせばすべて開示します。それこそトラック数台分もの資料を出してくるので、かえって何が重要な情報なのかわからなくなってしまうくらいです。それが戦略かもしれません。情報開示が定着しているのです。

アメリカは訴訟社会といわれますが、すべてを裁判で決着しているわけではありません。どんどん訴訟をしますが、情報開示が行われますので、話し合いでまとめてしまうケースが多いのです。日本でもそれを目指して制度を作ったのですが、なかなか周知されていません。それでも、徐々に情報開示の方向にはなっています。例えば、最近の最高裁判所の判例では、金融機関が持っている顧客情報などが書かれた文書に

ついてもより積極的に開示を求める傾向が見られます。

日本で情報開示定着の歩みが遅いのは、文化的な面ばかりでなく法的な側面もあります。諸外国には、情報開示を当事者間だけのものとして一般公開しないですむ手段がいくつもあり、プライバシーを公開する必要はありません。日本の場合は、裁判になると原則としてすべてが開示されてしまいます。紛争解決のために裁判所と相手方だけに情報開示をしてもいいという考えはあっても、そういう仕組みになっていませんから、弁護士としては顧客を守る意識が強くなり、情報開示に伴う、実際に沿った判決が下せないのです。そこで、ジレンマを解消して法律の不備な部分を変えるべく、今なお検討が進められています。

ヨーロッパ型からアメリカ型への転換

民事訴訟法は、明治時代にヨーロッパの影響を受けて作られた経緯があります。戦後、GHQの影響でアメリカ的な要素も加わってきましたが、基本はヨーロッパ型です。ドイツでの民事訴訟ではアメリカほど広く情報開示を認める制度はありませんでした。ところ

が、日本では、1980年ごろから、情報の偏在化から消費者が企業に敗訴するケースが増えたこともあって、解釈によって情報開示請求ができるような法律にしてみました。しかし、それには限界がありました。そこで、アメリカ型がいいという方向になってきたわけです。

1990年代の終わりごろから、民事訴訟関連の法律の多くを改正しました。その際に法制審議会のメンバーとして学者や裁判官が参加しています。学者の意見がおった部分やおらなかった部分はありますが、こうしてある程度理想と現実のバランスを取ったわけです。

運用法に絡めて法曹のあるべき姿を考える

私はもともと、司法制度がどうあるべきか、どう運用していったらいいか

といった運用論などと絡めて考えることのほうに興味がありました。例えば、現状は弁護士が少ないからどうという問題が生じているとか、今後弁護士が増えていったらどう変わるか。あるいは、自己責任という方針のもと、弁護士を選択するほうがよいのかなどを考えるのが面白いと思っています。

日本では弁護士を付けなくとも訴訟ができる制度があつて、その際には裁判官がサポートしてくれていました。しかし、これには公平性に反してないかという問題があるのです。では、新司法試験により弁護士が増えたら、この制度はどうなるだろうか。弁護士を付けなければならなくなるのか、だとすると付けたくても付けられない人をどうするのか、といった問題があります。こうしたことを絡めて法曹制度のあり方を考えていくわけです。

弁護士が増えてくると、顧客は自己

責任で弁護士を選び、弁護士も競争社会になることで悪質な弁護士や力のない弁護士は淘汰されていくだろうという考え方がありました。1999年以來行われてきた司法制度改革は、こうした考えに強く影響されたともいえます。弁護士の選び方を間違えてしまっても自己責任で仕方がないという発想です。しかし、それは行きすぎではないかと思えます。

一般市民にはいい弁護士か悪い弁護士かを見分ける手だてはありません。弁護士の質の低下も指摘されています。また、最近の景気悪化の問題もあつてか企業内弁護士も増えていません。つまり、ロースクールを立ち上げたときの前提となつた理想論が崩れてしまったのです。法曹の姿の理想と現実をふまえて、民事訴訟制度をどのように変えていくか、考えていきたいと思えます。(談)

法学研究科准教授

杉山悦子 (すぎやま・えつこ)



1999年東京大学法学部卒業後、東京大学大学院法学政治学研究所助手。2002年一橋大学大学院法学研究科助手、2004年一橋大学大学院法学研究科専任講師。2007年イェール大学ロースクール卒業。専門分野「民事手続法」。



杉山准教授は、日米両国の司法試験に合格した後、研究者としての道を歩んでいる。